No.16

山城国相楽郡第弐区山田邨山絵図番号入

（やましろのくにそうらくぐんだいにくやまだむらやまえずばんごういり）

明治時代

個人蔵

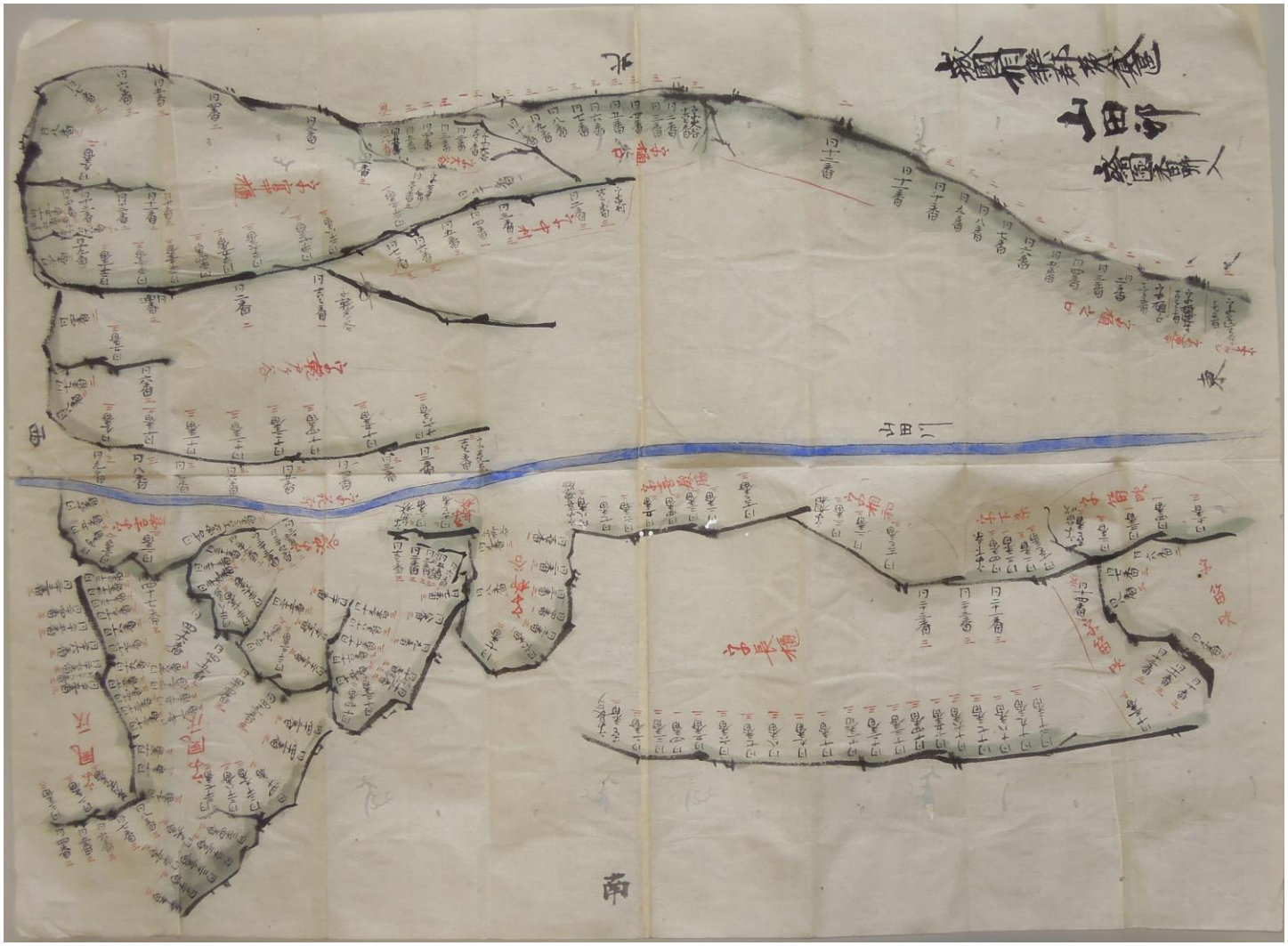

「山一筆帳」（No.14）の索引図にあたる絵図です。

絵図に記された番号は「山一筆帳」に記載される番号と対応しています。

No. 17

字図（あざず）（山田村字柳谷）

明治時代
個人蔵

地租改正の際、山田村で小字ごとに作成された地図です。同じく小字別にまとめられた一筆帳とセットになっています。

これは、字柳谷（現在の桜が丘二丁目の一部）の字図です。この段階では、山林部分は未調査のため描かれていません。

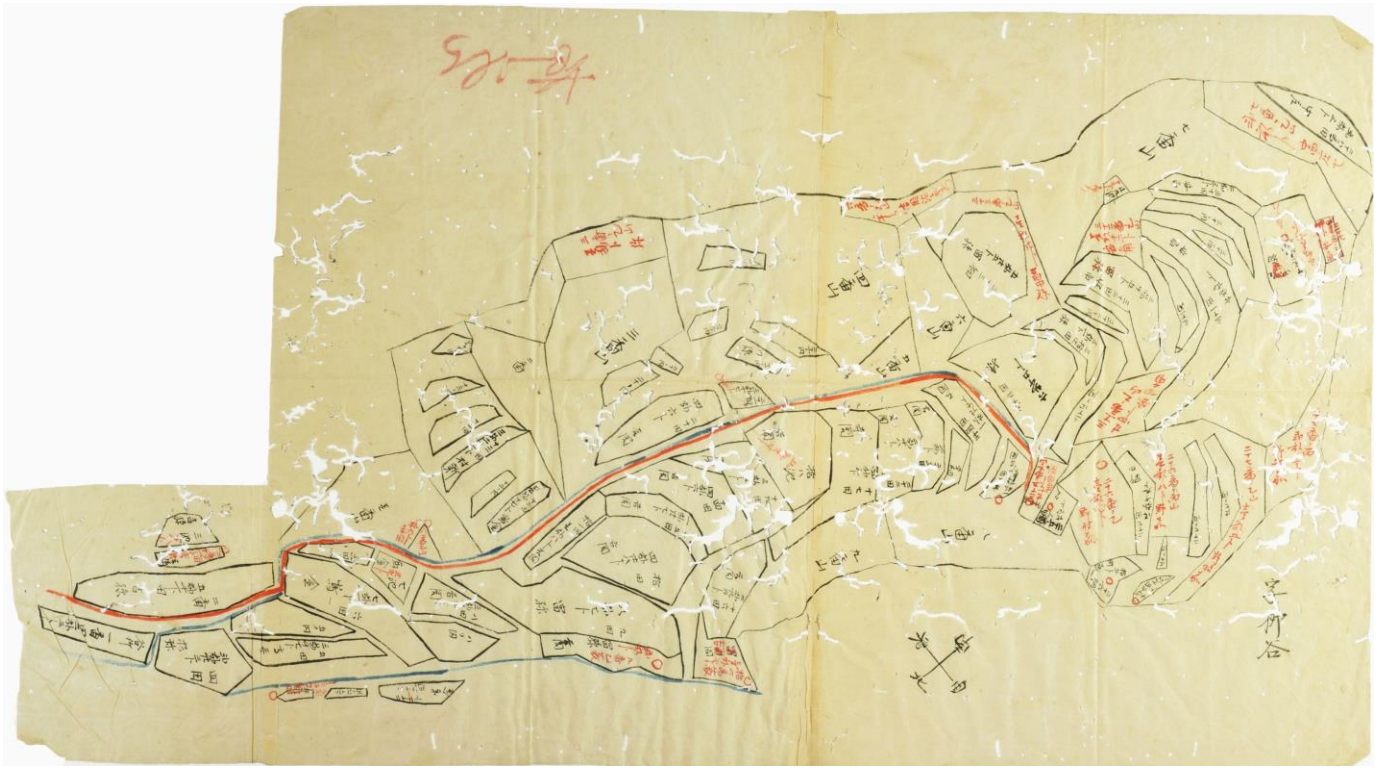

No.18

字図（山田村字柳谷）

明治時代
個人蔵

地租改正では、耕地や宅地を先行調査し、次いで山林原野の調査に取り組みました。

これも字柳谷の字図ですが、山林部分を朱書きで追加しています（下書き）。

No.19

字図（山田村字柳谷）

明治時代
山田自治会所蔵

同じく字柳谷の字図ですが、土地の種類ごとに着色され、精度も高まっています。

＊土地台帳の創設

明治十七（一八八四）年、新たに土地台帳制度が創設されました。これに伴い、地租改正の誤りやその後の変更点などを修正するため、土地の再調査（地押調査）や絵図の作成（更正地図）が行われました。そして、明治二十二（一八八九）年に地券制度は廃止されました。

このように明治初期から修正作業を繰り返し、その成果を反映させて、公図（土地台帳附属地図）が作成されたのです。

※森島清右衛門と地租改正

江戸時代に旗本領の在地代官を務めた祝園村の森島清右衛門は、その能力を買われ、明治五～十（一八七二～七七）年、京都府の地券取調掛・地券掛に任じられました。

森島は山城八郡（京都府南部）の村々を巡り、府の役人として土地の等級調査を行いました。その時の関連文書がたくさん残されています。

年月日未詳（明治九年ヵ）、森島清右衛門が、山城八郡の各郡各村等級見込記を作成する

森島國男家文書

（表紙）
『第弐号』
各郡各村等級見込記

相楽郡第弐区

東畑村

右村之儀者山浅ケレトモ耕地山間ニテ多分棚田勝、中ニハ山間広ク平坦之地モ有之レトモ、収穫広場所程ニ者不実乗歟、養水溜池而已折節旱損之憂有之由、去レトモ是迄旧反別与者現反別多ク依而歟村柄相応宜、木津、奈良里程不遠格別不弁理（ママ）之土地ニ而も無之、地譲人等も有之、仍之等級之義者（未記入）

柘榴村

右村之儀者東畑村同一、山浅ケレトモ耕地棚田多ク地味一等不宜、山田川添耕地ハ少好地ニモ相見江候処、右山田川之義ハ折節寡水ニ而防禦之手当損所等之営繕失費年々多分相掛リ、地主徳ハ都而高懸リニ而消滅し候由、且戸数与ハ反別不少（ママ）、依而ハ和州鹿ヶ畑（ママ）村、押熊村之地所ヲ買持し未土而作着等ヲなし漸生活ヲ相立候趣、然レトモ木津、奈良江者道不遠不弁理之土地ニ而も無之、依之等級之儀者

乾谷村

右村之儀柘榴村与者亦山浅く耕地広く乙訓郡小塩村、灰谷村と景況相似り、収獲も相応有之、旱損ト云トモ養水山田川有之、就而者柘榴村同一川添耕地ハ高懸多キ故地主徳薄キ由、土地柄運輸弁理不悪、仍之等級之義者

山田村

右村之儀者最早山口ニテ耕地平坦之地多ク、養水山田川懸リニ而山田之外旱損稀ニして相当之実乗も有之、地面売買相応高価之由、戸数反別相当不致ニ付隣村和州押熊村ニ而七、八町歩も買持作着ヲなし、木津、奈良等江も不遠弁理不悪、依之等級之義ハ

植田村

右村之儀者山寄にて段田勝、旱損地ト云トモ溜池相応有之凡四、五分通リ者相応之好地モ有之、耕地乙訓郡上羽村に相似リ、近頃茶園畑多分開拓ヲナシ生（成ヵ）木之上ハ宇治五ヶ庄之景況相似リ、去レトモ未蒔着ョリ漸四五ヶ年迄之事ニテ有益無之、且村柄等不宜、仍而等級之儀者

南稲八妻村

右村之儀者前村と者違ヒ耕地旱損場所ト云トモ旱損稀ニして却収穫多く、小作宛米等モ相応ニテ地面売買高価之よし、土地山寄ニテ又山田モ相応ニ有之、乙訓郡粟生・長法寺村ニ相似リ、等級之儀者

北稲八間村

右村之儀者総而南稲八妻村同一ナレトモ本田者東請ニテ地位村柄とも壱等宜しく、依之等級之儀者

下狛村

右村耕地東方にて降雨之節少し水損有之由、西方山之裏手ニテ旱損地も有之よし、乍去東西半ニ至リ好地両毛作場多ク、収穫不少居村之浜有リテ弁理克村柄不悪、依之等級之儀者

菱田村

右村之儀者耕地北東之方ニおゐて降雨之節少し水損有之由、且西手ニ而旱損有之由ナレトモ溜池相応ニ而決而無之哉ニ被（ママ）相見込、乍去前下狛村と者地味浅くして壱等相劣リ候歟、依之等級之義者

祝園村

右村之義者耕地木津川隄添并西半ニ至リ低地有之、降雨之節水湛折節損毛有之由、余者水旱之憂なく村柄不悪、依之等級之儀者

菅井村

右村之儀者耕地東方ニ而降雨之節水湛場少々有之、西手ニ至リ段田高場処ニ而折節旱損も有之よし、乍去昨八年旱キ程之儀ニ而実乗不少村柄不悪、浜ハ居村ニ有之、蒔着茶園畑相応出来有之、旁以等級之儀者

（後略）

○等級見込記四冊の内相楽郡・紀伊郡分は等級を記していないが、葛野郡と乙訓郡分は、等級も記している

（『精華町史』史料篇Ⅱ、七八一～七八三頁）